

「NO!監視」ニュース

第二〇号

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦・北野弘久・田島泰彦
福島 至・村井敏邦
連絡先 〒164-0012 東京都中野区本町 6-22-16-805
Tel 03-5328-0656 Fax 03-5328-0657

第二次Nシステム訴訟判決について

櫻井光政 弁護士

第1回 監視社会研究会（通算第19回研究会 2008年1月7日）

2007年12月26日、東京地裁は、第二次Nシステム（自動車ナンバー自動読取システム）訴訟について、原告側の請求（プライバシーの侵害による損害賠償請求）を棄却する不当判決を言い渡しました。この訴訟の原告であり原告側訴訟代理人である櫻井光政弁護士に、第1回監視社会研究会で、判決の問題点について報告していただきました。

2006年3月に、Nシステムのデータが、愛媛県警の警察官の私有パソコンからファイル交換ソフト「ウイニー」を介してインターネット上に流出していたことが明らかとなりました。流出したのは、1999年5月に、愛媛県や香川県、徳島県の国道・高速道路を10日間に通過した延べ10万台の自動車のナンバーと通過日時のデータです。

第一次Nシステム訴訟（1998年3月提訴）において、国側は、「保存されているナンバーデータは、一定期間経過後は逐次消去される仕組みとなっている」「読み取ったナンバーデータの管理には厳格な管理措置が講じられている」と主張していました。裁判所はこの国側の主張を鵜呑みにして原

告側の請求を斥ける判決を言い渡したのですが、右にみたように、7年前のデータがすべて保存されていたことが歴然となり、国側の主張が嘘であったことが明々白々となったのです。さらに、国がNシステムをTシステム（旅行時間計測提供システム（*））に接続し、Nシステムの操作端末からTシステムの情報を取得していることも、流出したデータから明らかとなりました。このことをふまえて、櫻井弁護士をはじめとした原告の方々は、第二次Nシステム訴訟を提起し（2007年1月17日）たたかってこられました。

〔*〕Nシステムと同様の原理で構築されており、交通流速の計測などを行いドライバーへの目的地までの到達予定時間などの情報を提供する。ことが目的の設備とされている。刑事事部ではなく交通部が管轄。

判決理由の要旨

原告側は、国がNシステムとTシステムで自動車を監視することは、原告のプライバシー（みだりに肖像を撮影されない権利、自由に移動する権利、自己情報のコントロール権）を侵害しているとして損害賠償を請求しました。櫻井弁護士は、この原告側の請求を棄却した判決理由の要旨を、次のように紹介しました。

一 Nシステムの概要は自動車のナンバーを読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムである。その導入目的は、自動車使用犯罪の犯人検挙と盗難車両の捕捉である。Nシステムの仕組み、構成及び機能については全て国の主張どおりで、画像データが各種メモリに記録、保存されることはない。

二 Nシステムによって得られた情報の保存及び管理、情報の利用状況の把握についても国が主張する一般

論をそのまま引用し、認める。

三 容貌の撮影については、Nシステムが写真の保存機能を有していないことを前提に、肖像権の侵害には当たらないと判断。

四 「自由に移動する権利」の侵害については、自動車を利用した移動が監視されることによって人の移動が心理的に妨害されるとの主張であるから情報コントロール権の侵害の主張と併せて検討する。

五 情報コントロール権の侵害については、憲法13条に由来する、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集・管理されない権利と解する。憲法13条が保障する自由も公共の福祉による制約を受ける。公権力の行使が違法性を有するかの判断は、①収集される情報の性質（思想に関わるか、など）、②保有、利用目的の正当性、③取得、保有、利用の方法の正当性、④管理方法の厳格さなどを総合してなされるべきである。

六 情報の性質については直ちに私

生活の自由を侵害するものではないが、目的や方法の如何を問わず収集の許される情報と言えないことも明らかであるから、取得保有目的及び方法の正当性から判断する。

七 情報の取得、保有、利用の目的は正当である。

八 取得、保有、利用方法は、長期間大量に集積される仕組みとなっていないこと、私生活の監視が問題になるほど緊密に張り巡らされている証拠はないこと、目的を逸脱した利用がなされている証拠がないこと、仮に一部に逸脱があったとしても、一般的に不当とはいえないことから、Nシステムによる情報の取得、保有、利用の方法は正当である。

九 情報の管理方法 ウィニーによるネット流出事故は一警察官が幾重にも規律違反を犯したという特殊なものなので、Nシステムの情報管理が一般的に適正さを欠くとは言えない。

全国の道路は約2000のNシステムの 端末網で覆われている

「Nシステム等の端末が：国民の私生活上の行動に対する監視が問題となる態様で緊密に張りめぐらされているような事実を認めるに足りる証拠はない」とした裁判所の判断について、櫻井弁護士は次のように批判しました。

① 第一次訴訟の提訴時（1998年3月）、Nシステムの端末の設置は約400程度だったが、現在設置されているNシステムは2倍以上になっている（平成17年度末で、国が管理しているものが680、都道府県警察が管理しているものが245、合計925式）。さらに全国各地999箇所に設置されているTシステムのうち、Nシステムに接続されているのが225箇所ある。このことをこの裁判で国側が初めて公式に認めた。TシステムのすべてがNシステムと接続することが可能と考えられるから、いまや全国の道路は約

2000のN端末網で覆われていると考えるべき。さらに簡易Nシステムの設置が急激に増加している。裁判所はいったい何台になれば問題だというのか。

② 国は、Nシステムだけで国民を監視しているわけではない。カメラによる監視は第一次Nシステム訴訟提起後に急速に進んだ。警視庁は都内の繁華街に警察自らが監視するカメラを設置した。警察の主導で、商店街自らが監視カメラの設置を行うようになった。Nシステムの情報を単独で利用するよりも、他の情報と組み合わせた方が、その個人の特性、属性をより明確に明らかにできる。情報システムのネットワーク化が進んでおり、プライバシー侵害の危険性は従来よりはるかに高まっている。

③ この訴訟の原告である一矢の会の浜島望氏はかねてからNシステムとTシステムが接続されていると主張してきた。愛媛県警情報流出事件で、浜島氏の主張が実証された。こ

の事件後、NシステムとTシステムとを接続することを指示した「警察庁丁刑企発第165号」（平成11年【1999年】11月1日付）という文書があることが社会的に明らかとなった。しかも、この文書の通達日より6ヶ月も前の1999年5月に、既に国はNシステムとTシステムを接続していたことが、愛媛県警情報流出事件で露わとなった。

国の主張を鵜呑みにして「Nシステム では画像は保存されていない」と認定

国側は「Nシステム等でカメラを通じて得られた情報は、瞬時にコンピュータで処理され、自動車登録番号標に表示された文字データだけが記録され、車両運転者や同乗者などの車両に乗車している者の容ぼうなどの画像情報は一切記録されることがない」と主張し、裁判所はそのまま認定しました。このことについて櫻井弁護士は次のように批判しました。

① Nシステムは画像を保存できる機能を持っている。しかし国側は、画像を保存した方が彼らにとって便利なのに、画像を保存していないと言いつ張っているだけで、何の証拠も示さない。一般的には立証責任は原告側にあるが、Nシステムによって侵害される権利の重要さを考えると、Nシステムに画像保存機能はないということの立証責任は国側にある。

② 速度違反車両を取り締まることを目的とする「自動速度監視装置」（いわゆる「オービス」）においては、速度違反車両の搭乗者の容ぼう等の画像の記録、保存が行われていることは衆知のことである〔*〕。最高裁は、京都府学連事件・最高裁判決（「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態…を撮影されない自由を有する」1969年12月）を先例として引用しつつ、「オービス」について、写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊

急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであつてはじめて、肖像権の侵害に当たらない旨述べている（1986年2月）。Nシステムにおいて画像が保存されていることが明らかにできれば、この最高裁判決に照らせば、Nシステムは憲法違反となる。もちろん、仮に画像の保存がなされていないとしても、撮影すること自体が憲法13条に違反する。

〔*〕「…オービス裁判から20年を経たオウム事件（95年）の頃には、『オービス』から進化した『高速走行抑止システム』（Hシステム）の設定速度を著しく下げ、つまり一般走行車両の殆どを撮影できるような細工をして、『代用Nシステム』としたという話も広く伝えられた。…99年に警察庁は『警察庁丁刑企発第165号』：により、ようやくTシステムその他の監視システムとNシステムを『接続』することを公言した。以来、このHシステムな

ども堂々とNの助けとして利用されているはずだ。」「『Hシステム』の端末数（か所）はS社の『オービスマップ』他によると、約350に上る（これは電磁式でNと接続できる）。」（Nシステムニュース」第45号 2007年2月20日 発行 一矢の会）

自動車ナンバーのデータ保存期間は実質上無期限

先に見たように、「保存されているナンバーデータは、一定期間経過後は逐次消去される仕組みとなっている」。「読み取ったナンバーデータの管理には厳格な管理措置が講じられている」という第一次訴訟の国側の主張が全く嘘であつたことが明らかとなったにもかかわらず、国側は同じ主張を今回もくりかえし、裁判所は国側の主張をそのまま認めたのです。この点について、櫻井弁護士は次のように批判しました。

① 裁判所は、記録した自動車ナン

バーの情報は「長期間にわたって大量に集積される仕組みとはなっていない」と言うが、国側は具体的にはどのくらいの期間保存しているのかについて一言も言っていない。2006年3月の時点で、7年も前の1999年5月の10万台の自動車ナンバーと通過日時が保存されていた。これにみられるように、稼働以来、Nシステムで集積されたデータは無期限で保存されているに違いない。当然、そのデータは後検査あとけんさくのために利用されている。

② 愛媛県警情報流出事件は、警察に情報管理能力がないことを示した。収集した情報の管理能力がなければ情報を収集することは許されない。管理能力の高さと情報の質の高さとは連関する。しかし、裁判所は、一警察官が幾重にも規律違反を犯した特殊な例にすぎない問題にしてしまった。

* * * * *

これまでは、「捜査上の秘密」とい

うことをもって、Nシステムについて全く情報を明らかにしてこなかった国に対して、原告側は、今回の裁判において、初めてNシステムの端末設置数を明らかにさせました。しかも、国側に、TシステムをNシステムに接続していることを初めて公式に認めさせ、国・警察によって国民監視の網の目が張り巡らされていることを、原告側は実証的に明らかにしたのです。

櫻井弁護士は、「問われなければならぬのは『捜査の目的は何か』である。治安維持のために、あるいは犯罪の『予防』のために国民の行動様式や思想信条までを捜査・調査の対象にすることはないのだろうか」と訴えてこの訴訟をたたかってこられました。研究会が行われた1月7日当日、東京高裁に控訴申立したことを、櫻井弁護士は明らかにし、控訴審への支援を呼びかけられました。

【今回から、研究会の名称を、「監視カメラ規制を考える研究会」から「監視社会研究会」に変更しました。】

ドイツ連邦憲法裁判所が自動車ナンバーの自動読み取りを違憲とする判決を下す(今年3月)

「リスク社会下の警察行政 専修大学教授 白藤博行」(『ジュリスト』2008・5・1 - 15合併号

NO.1356)より転載

「脱稿後の2008年3月11日、ドイツ連邦憲法裁判所は、自動車ナンバープレートの自動読み取りを授権するヘッセン州およびシュレースヴィッヒ・ホルシュタインの法律が憲法違反であり無効であるとの判決を下した。憲法異議の申立対象となった規定が、情報の収集・照合によって獲得しようとする捜査目的などについての規律が不十分であり、規範特定性・明白性の原則および比例原則に反するも

のであり、基本権に対する侵害措置に求められる限界値を十分に規定することなく、情報自己決定権を侵害するものであるというのが理由である¹⁹⁾。

それにしても、公共空間および私的空間をめぐる警察的監視の法的規制に関する彼等の議論の緊張感の違いに驚かされるばかりである。一連の連邦憲法裁判所判決から学ぶべきことは多い。」

19) http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/rs20080311_1bvr207405.html

第2回 監視社会研究会 (通算第20回研究会 2008年2月28日)

洞爺湖サミットと「テロ対策」

清水雅彦さん

(当時 明治大学講師 現在 札幌学院大学教授)

7月の洞爺湖サミットを目前に控えて、政府は、「テロ対策」のために諸々の施策を策定し・実施しています。警視庁は「東京が主戦場」とサミット

警備を格好のチャンスとばかりに警察力の強化を図っています。街中では、警察官が通行人や自転車に乗った市民に職務質問している光景をたびたび見かけます。「刃物を持っていないか」と質問しながら鞆の中を開けさせたり、「外国人登録証を見せろ」と「不良外国人」ではないかと断定した質問をしています。地域では町会や商店街を「自警団」として組織して巡回やピラ配り、多くの人が集まる駅や商業施設では監視カメラを増設しその機能強化、警察や自衛隊、自治体、民間を動員した訓練の実施など…。これら

によって私たち市民への監視が強化さ

れています。

第2回監視社会研究会では、清水雅彦さんに「洞爺湖サミットと『テロ対策』』というテーマで報告していただきました。清水さんには、2005年10月の研究会で「政府・警察のテロ対策」というテーマで報告していただきましたが、その後、政府・警察の「テロ対策」がどのように進展しているのか、とりわけ洞爺湖サミットに向かつて加速させられている治安対策の現状について、今回報告していただきました。

サミットを口実に強化される治安対策

清水さんは、「サミットは7月に洞

爺湖で行われる首脳会議だけでなく、4月の開発大臣会合(東京)、5月労働大臣会合(新潟)、環境大臣会合(神戸)、6月にはエネルギー大臣会合(青森)、司法・内務大臣会合(東京)、財務大臣会合(大阪)、科学技術大臣会合(沖縄)、外務大臣会合(京都)などというように全国各地のいろいろな会議が予定されています。これらの開催に向けて警察などの警備の準備が着々と進められてきています。こうしたなかで政府が2004年12月に策定した『テロの未然防止に関する行動計画』の中心部分である「今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」の6分野16項目は、策定されてから4年もかからないうちにほとんど実施されています。今後は、『テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制』の整備などが進められていくでしょう」と現状を詳細に報告しました。(次頁の別表参照)

(別表)

国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部策定（2004年12月）の「テロの未然防止に関する行動計画」の「第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」の6分野16項目と実施状況

未 然 防 止 対 策	実 施 状 況
1 テロリストを入国させないための対策の強化	
①入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化	入国時の指紋採取、写真撮影。2006年5月入管法改正、2007年11月から実施 [J-VIS (*1)]
②テロリストに対する入国規制	2006年5月入管法改正、同年6月施行
③航空機及び船舶の長による乗員・乗客名簿の事前提出の義務化	2005年1月から航空機のAPIS (*2) 運用開始 (任意) 2007年2月から義務化、2006年5月に入管法改正 (船舶も)、2007年3月に税関法改正 (貿易船・貿易機も)
④ICPOの紛失・盗難旅券データベースの活用によるテロリストの入国阻止	2005年度からシステム開発、2008年度中に整備予定
⑤航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け	2005年6月に入管法改正、同年12月施行
⑥文書鑑識指導者の派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援	2005年4月から実施 (インドネシアを中心に警察関係者を派遣)
2 テロリストを自由に活動させないための対策の強化	
⑦旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等	2005年1月に旅館業法施行規則改正、同年4月施行 (国籍・旅券番号の記載事項化)
3 テロに使用されるおそれのある物資の管理の強化	
⑧生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立 a. 病原性微生物・毒素保有の施設の種類・保管方法の国への定期的届出 b. 感染症病原体保有者の届出義務、病原体の譲渡規制、国・都道府県の報告徴収・調査・立入検査等、	a. 当面の措置として指導 b. 2006年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正、2007年6月施行

違反者への処分・罰則	
⑨爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化	2005年3月に通達発出
⑩爆発物等を輸入禁製品にすることによる輸入管理の強化	2005年4月に関税定率法等の改正、同月施行
4 テロ資金を封じるための対策の強化	
⑪FATF勧告の完全実施に向けた取り組み	2007年3月に犯罪による収益の移転防止に関する法律成立、2008年3月施行。2007年4月FIU（資金情報機関）の金融庁から国家公安委員会への移管。2007年5月犯罪収益対策推進要綱を策定
5 重要施設等の安全を高めるための対策の強化	
⑫情勢緊迫時における重要施設等の警備強化	所持品開披拒否時の高精度の爆発物検知器を2006年度以降配備。重要施設等の周辺への立入制限区域設定に関する法整備は見送り
⑬空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化	2005年11月以降順次実施（立入制限区域の設定、従業員への監視強化、銃器対策部隊の配置）
⑭核物質防護対策の強化	2005年5月に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正、同年12月施行（当該従業員の守秘義務規定の新設、警察庁等職員による立入・検査・関係者への質問）
⑮スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策の強化	2004年12月当該本部決定（航空機への法執行官の警乗）
6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等	
⑯関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等	関係機関との連携
7 今後の継続課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制」制定 ・「テロリスト」「テロ団体」の指定制度 ・「テロリスト等」の資産凍結の強化

ますます強化される警察力

清水さんは、大々的に行われている「サミット警備」の狙いについて次のように明らかにしました。「警察が想定しているのは、①反グローバリズム運動が暴徒化する可能性、②「テロ」がおきる可能性という2つの事態です。この警備のために2007年7月にサミットに対する警備対策委員会を警察庁に設置、それ以降各都道府県警でいろいろな体制づくりとか訓練をやってきました。例えば、反グローバリズム運動がフランスデモとかジグザグ行進や渦巻き行進をする、これに対する規制の訓練。投石・火炎瓶の投擲とか鉄パイプで襲ってきた時の訓練などをやっています。しかしこのような想定は現実的ではありません。ヨーロッパのような陸続きならともかく、わざわざ日本に飛行機でやってきてヘルメットを被って、覆面してデモ行進などするのでしょうか。警察の取り組みは70年代のデモを想定しています。こ

のような現実離れた想定をする理由のひとつには、警察関係の予算の問題があるのでしょう。警察内部では、従来の警備公安警察偏重というのは変わってきていて、いまでは生活安全警察が力をつけていますが、警備公安部門がこういう機会に盛んにアピールしている側面があると思います」

自治体・民間とのネットワークづくり

さらに清水さんは、警察の「テロ対策」の実態について以下のように報告しました。「各都道府県警は、自治体関係者とか交通関係機関とかインフラ事業者等をふくめて頻繁に対策会議をもっています。例えば2007年12月には、東北管区警察局と東北6県内のインフラ事業者と自治体を集めて、自治体のウェブサイトの改ざんとかJPDメインサーバーの攻撃に対応する会議をやっています。あるいは同年12月、京都府警では、鉄道、バス、電気、ガ

スなど48機関を集めて対策会議を、新潟県警でも14機関を集めて対策会議をやっています。また、地域レベルでは、例えば2007年11月に北九州水上警察署が、サミットに備えて『釣り人ネットワーク・システム』をつくって、堤防とか港で釣りをやっている人に、不審外国人とか密航容疑のある人間がいたら通報しなさいと呼びかけて、1ヶ月で約250人が登録したそうです」

この「釣り人ネットワーク・システム」にはそこまで国民が組織されているのかと思ひ驚きました。清水さんは「これまで生活安全警察が『安全・安心まちづくり』を進め、『地域安全活動』を展開するにあたって、地域防犯という名目で自治体とか民間人とネットワークをつくってきました。これと同じ構図で『テロ対策』を口実に警察と自治体、住民のネットワークづくりを進めているのです。あるいはいろいろ対策会議をもって自治体とか民間会社との協力関係をつくっていく。こうして、従来警察が介入できなかったところへ

どんどん入って協力者をつくるという構図が、『テロ対策』のなかでみられます」と警察の狙いについて警戒を促しました。

国民監視の強化に警戒しよう

さらに清水さんは「政府・警察の取り組みは着実にやられています。その一方で、人権団体とか弁護士とかの反対の声明などは見られますが、全体として反対の取り組みが弱すぎます」と反対運動が弱いことを指摘しました。「政府・警察が『テロ対策』を名目にして外国人の権利・自由を制限し監視を強化しており、航空会社・旅館等の営業の自由を制約しています。こうして市民全体を国家の監視下に置こうとしています。私たちは、『テロ対策』を口実とした人権侵害や必要以上の警察の権限の拡大を警戒していく必要があります」と国民監視の強化に危機感を表明しました。

* * * * *

政府は、洞爺湖サミット会場周辺の半径55キロメートルを飛行禁止にし、地対空ミサイル・パトリオット（PAC3）を配備するなど自衛隊を公然と動員しています。そして全国各地で各都道府県警の主導のもと、自衛隊、海上保安庁、入国管理局、税関、消防庁、自治体、大学、病院、航空、港湾、JR、私鉄、地下鉄、バス、タクシー、電気、ガス、水道、通信、マスコミ、商業施設など、ありとあらゆるものを総動員し「対テロ訓練」を繰り返しているのです。「テロ警戒」を名目に「サミット警備」のための大体制を敷くことを通して、

「戦争のできる国」にふさわしい「国家総動員体制」をつくり出すことこそが政府・権力者の狙いにほかなりません。憲法改悪を先取



日本経済新聞夕刊（4月10日）

りし、人権を抑圧（制限）する、このような危険な企てに反対の声を大きくあげていきましょう。

(*1) J・VISとは、生体認証採取にもとづく新たな出入国管理システム＝日本版US・VISITのこと。日本へ入国する16歳以上の全ての外国人の両手の人差し指の指紋と顔写真を強制的に採取する。米国に次いで日本だけが、世界で唯一導入した。

(*2) APIS 「事前旅客情報システム」のこと